

かつしか 区議会だより

第1回定例会

2月	17日	本会議（議案の付託等） 予算審査特別委員会
18・19・23日		常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
24日		議会運営委員会
25日		本会議（代表質問・一般質問）
26日		本会議（一般質問、議案の議決等） 議会運営委員会
3月2～8・10日		予算審査特別委員会
11～16日		常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
17・22・23日		特別委員会（地方分権・行革、危機管理 対策、都市基盤整備）
25日		議会運営委員会
28日		本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（総務） 議会運営委員会

主な内容 2・3面…代表質問 3・4面…一般質問 5～7面…予算特集 8面…可決された議案ほか

No.227 平成28年（2016年）4月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



議会棟と立石さくら通り

平成28年度予算が成立

無電柱化の推進に関する 法整備を求める意見書などを可決

今回の定例会では、区長の一般会計予算をはじめとする所信表明を受け、5会派から区長提出議案など47件と、無の代表質問と、8名の議員から電柱化の推進に関する法整備を求めめる意見書など、議員提案から一般質問が行われました。また、平成28年度葛飾区出議案7件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書5件を可決し、関係機関に送付しました。
（件名の下の☞は意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は8面に掲載）

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

国会に対し、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に際し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を強く求める。

TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書

国会及び政府に対し、今後、総合的なTPP関連政策大綱に基づいた必要な法整備と、速やかな予算の執行をはじめ、次の事項について万全の施策を講ずることを強く求める。①農林水産物の再生産が維持できるよう、恒久的な対策を担保する法整備を行うとともに、政府の責任のもとに必要な財源を確保すること。②農林水産物の体質強化を念頭に、中長期的な対策を講ずること。③農林水産物の輸出促進に向けた物流インフラの整備を図るとともに、6次産業化をさらに推進し、新たな需要創出を図ること。④検疫体制の強化により、輸入食品の安全性を確保し、国民の不安を解消すること。

地方公会計の整備促進に係る意見書

国会及び政府に対し、統一的な基準による次の事項の措置を早急に講ずるよう強く求める。①財務書類を可能な限り早期に作成するため、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組みが必要があるが、台帳の整備には相当な作業コストを要するため、団体の財政力に応じた適切な財政措置を講ずること。②財務書類を作成するに当たり様々な相談内容に対応できるように、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。③財務書類を作成・活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治体職員等における自治体職員向けの研修をさらに充実するとともに、今後、財務書類を議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議員向けの研修も充実すること。

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

政府に対し、児童虐待防止対策強化プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、次の事項についても速やかに実施するよう強く求める。①児童虐待の発生を予防し、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。②児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かつている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。③児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等をはじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士等の活用等を積極的に図ること。④学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。⑤一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量の拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭の養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。⑥被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにすることともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

（仮称）義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の早期成立を求める意見書

国会及び政府に対し、一日も早く不登校の子どもたちの学びの場を確保するために、同法律案の早期成立を強く求める。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。